

令和6年度新顔冬野菜推進事業委託業務に係るQ & A

	ページ	照会事項	回答
1	公告文 P 1	コンソーシアムを組む場合、構成員も北海道に本社又は事業所等がなければならないか（道外のみ本店又は事業所等がある企業と組むことの可否）。	コンソーシアムを組む場合、代表となる企業は道内に本社又は事業所等を有する企業としてください。構成員については問いません。
2	指示書 P 2	北海道どさんこプラザマーケティング催事事業に係る利用料金について検索してもヒットしないので教えてください。	基本使用料はありません（企画提案指示書の誤りです）。 簡易厨房使用料は、手数料として徴収されません。催事終了後に、売上に応じた手数料をお支払いください。 なお、簡易厨房が設置されているのは <b>有楽町店</b> 、札幌店、羽田空港店、あべのハルカス店となります。 <b>詳しくは、経済部食産業振興課までご確認ください（直接店舗への連絡はご遠慮ください。なお、厨房の使用は店舗との協議になります）。</b>
3	指示書 P 2	「北のめぐみ愛食レストラン」「麦チェンサポーター店」合わせて600店舗以上あります。採択後、店舗のメールアドレスのリストは共有いただけますか？	メールアドレスがない店舗もありますが、受託後、リストは共有します。
4	指示書 P 2	委託料に含まれる費用、含まれない費用の確認です。 ①どさんこプラザマーケティング催事事業に係る利用料金 ②どさんこプラザでの催事販売に係る商品の調達費用 ③道内飲食店舗へのレシピ開発に係るサンプルの調達、配布 ④フェア期間中の道内飲食店の食材の仕入れ費用	①委託料に含まれます。利用料金＝手数料です。 ②商品の調達に係る託送料は、委託料に含まれます。なお、商品は出品事業者からの委託販売とし、売上は出品事業者のものとしてください（商品の買い取り販売は不可）。 ③委託料に含まれます。 ④委託料に含みません。フェア期間中の道内飲食店の食材の仕入れ費用は、フェア実施店の負担としてください。
5	Q&Aの2	売上に応じた手数料については、出品事業者の数ではなく、受託者を1店舗とみなす考えでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
6	Q&Aの4②	商品の調達に係る託送料は委託料に含まれるとのことですが、出品事業者の数は数カ所という認識でよろしいですか？	現在、道において産地（JAや生産グループ等）に対し、事業への参加意向の調査を実施しています。 出品事業者の数については、産地の参加意向や催事の開催時期、商品の出荷可能時期等を踏まえて決定することになります。 なお、託送料は、出品事業者ごとに事業費で負担して構いません。
7	Q&Aの4②	委託販売の売上から手数料をいただくことは可能でしょうか？	どさんこプラザの利用料金としての手数料は、事業費から支出することとしてください（委託販売の売上から手数料はとらないようお願いします）。
8	Q&Aの4②	売れ残った野菜についての処分は出品事業者との相談でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。受託後、出品事業者との相談により決定してください。
9	参加表明書の添付書類	参加表明に要する添付書類のうち「本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）」について、6月中旬以降、都税事務所で書類の発行が可能となるため、参加表明書の提出期日までに提出が出来ません。	提出が可能な直近年で、都府県の事業税の滞納がないことを証明できる書類を提出してください。
10		どさんこプラザ有楽町店の12月・1月の来客数を教えてください。	どさんこプラザ有楽町店の来客数は、 R5年12月 → 91,200人 R6年1月 → 85,166人 となっています。

0529訂正

追加